

議案第2号

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、  
又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成20年3月5日

沖縄県教育委員会

**沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則**

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中第24号を第25号とし、第14号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、同条第13号中「特に重要な」及び「（訓令のうち、軽易な事項の改正を除く。）」を削り、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同条第9号中「懲戒」の次に「その他の人事」を加え、同号を同条第10号とし、同条第8号中「（賃金職員及び嘱託員を除く。本号及び次号において同じ。）」を削り、「懲戒」の次に「その他の人事」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第27条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

**附 則**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 規則案の概要の説明

総務課

### 1 件名

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則

### 2 改正の経緯及び必要性

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長に委任できない事務が規定されたことに伴い所要の改正を行う。

### 3 改正案の概要

- (1) 教育長に委任しない事務として、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事務を、新たに規定する。(第2条第3号)
- (2) 教育長に委任していた賃金職員及び嘱託員の職員の任免、懲戒に関する事務を、教育長に委任しない事務とする。(第2条第8号)
- (3) 教育長に委任していた訓令の軽易な事項の改正及び告示の制定又は改廃に関する事務を、教育長に委任しない事務とする。(第2条第13号)
- (4) 規則の施行は、平成20年4月1日とする。

### 4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項

### 5 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

### 6 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させる事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第27条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の任免、懲戒その他の人事に関すること。</u></p> <p>(10) <u>県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の職員の任免、懲戒その他の人事に関すること。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) <u>教育委員会の規則、訓令及び告示の制定又は改廃を行うこと。</u></p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させる事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>教育委員会事務局の職員（資金職員及び嘱託員を除く。本号及び次号において同じ。）及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の任免、懲戒に関すること。</u></p> <p>(9) <u>県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の職員の任免、懲戒に関すること。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>教育委員会の規則、訓令及び特に重要な告示の制定又は改廃（訓令のうち、軽易な事項の改正を除く。）を行うこと。</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p>

(18) 略  
(19) 略  
(20) 略  
(21) 略  
(22) 略  
(23) 略  
(24) 略  
(25) 略

第3条・第4条 略

(17) 略  
(18) 略  
(19) 略  
(20) 略  
(21) 略  
(22) 略  
(23) 略  
(24) 略

第3条・第4条 略

## (1)教育委員会の責任体制の明確化

- 地方教育行政の基本理念を明記した。
- 合議制の教育委員会は、①基本的な方針の策定、②教育委員会規則の制定・改廃、③教育機関の設置・廃止、④職員の人事、⑤活動の点検・評価、⑥予算等に関する意見の申し出については自ら管理執行することとした。
- 教育委員会は、学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うこととした。

### ポイント

#### 1. 地方教育行政の基本理念の明記

今回の改正では、地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないとする地方教育行政の基本理念が明記されました。

#### 2. 教育委員会が自ら管理・執行すべき事務

今回の改正では、教育委員会が責任をもって教育に関する事務を管理・執行するようにするため、教育長へ委任できない事務を明確化しました。

現在、学校その他の教育機関の職員の任免、給与、懲戒など人事に関する事務の一部について、教育委員会規則に基づき教育長に委任している教育委員会においては、改正法が施行される平成20年4月1日までに、教育委員会規則を改正する必要があります。

なお、今回の規定は上記①～⑥以外の事務について、教育長に委任することを促進するものではありません。

#### 3. 教育委員会の活動の自己点検・評価

今回の改正では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとしました。また、点検・評価を行う際、学識経験者の知見の活用を図ることが規定されました。

現在すでに教育委員会において、事務の管理・執行について点検・評価を行っている場合は、その手法を活用することも可能です。

どのような点検・評価項目を設けるか、また報告書の様式、議会への報告の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとなります。

学識経験者の知見の活用については、点検・評価の方法や結果について意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとなります。